

第717号

令和2年2月17日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山岡 徳慶



規約の改定について

次の規約について添付の通り令和2年2月17日付で改定いたしますので、
公告します。

改定する規約 : 第48条 予備費の費途
令和2年3月1日から施行

以 上

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものと
と
する。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 拠出金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 財政調整事業拠出金
- (8) 削除
- (9) 連合会費

2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 納付金
- (2) 還付金

規約 新旧条文対照表

新	旧
<p>第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務所費 (2) 組合会費 (3) 保険給付費 (4) 拠出金 (5) 保健事業費 (6) 還付金 (7) 財政調整事業拠出金 <u>(8) 削除</u> (9) 連合会費 <p>付 則</p> <p>この規約は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務所費 (2) 組合会費 (3) 保険給付費 (4) 拠出金 (5) 保健事業費 (6) 還付金 (7) 財政調整事業拠出金 (8) 雑支出 (9) 連合会費